○定年延長に伴う人材活用に関する規則

（令和５年３月28日令和５年規則第21号）

改正　令和５年９月29日令和５年規則第153号　令和５年11月28日令和５年規則第160号

令和６年３月25日令和６年規則第55号

（理念）

第１条　国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「機構」という。）は、機構における豊富な知識、技術及び経験等をもち、継続的に機構で職務を遂行する役職員が、高齢期においても十全にその能力を発揮する機会を設けることにより、機構全体の組織力の向上を図り、機構の責務を着実に果たすことを指向する。

（目的）

第２条　この規則は、前条を踏まえ、就業規程（平成15年規程第６号）及び職員給与規程（平成15年規程第８号。以下「給与規程」という。）に基づき、令和５年４月１日から令和13年３月31日までの間の定年の引上げ、役職定年及び60歳超定年前職員の取扱い等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定年年齢の段階的引上げ）

第３条　就業規程第46条に規定する定年年齢については、次の表の期間の区分に応じて、読み替えるものとする。

期間	読み替え後の年齢
令和５年４月１日から令和７年３月31日まで	61歳
令和７年４月１日から令和９年３月31日まで	62歳
令和９年４月１日から令和11年３月31日まで	63歳
令和11年４月１日から令和13年３月31日まで	64歳

（定義）

第４条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　特定日とは、満60歳に達した日（満60歳の誕生日の前日をいう。）後における最初の４月１日をいう。

(2)　60歳超定年前職員とは、特定日以降、前条の定めにおける定年退職日を迎えるまでの職員をいう。

(3)　定年延長とは、就業規程第46条に定められている定年年齢を、60歳より引上げることをいう。

（役職定年）

第５条　機構は、特定日をもって、特定日の前日に職員が就いていた全ての役職を解くものとする。

２　前項の定めにかかわらず、人事、事業等の事情により、特定日より前に役職を解くことがある。

（職名及び任命）

第６条　理事長は、特定日に60歳超定年前職員をシニアエキスパートとして任命する。

2　前項において、特定日の前日に当該職員に適用されていた給与規程第11条に基づく等級(以下「特定日の前日の等級」という。)により、シニアエキスパートは、次の表のとおり区分する。

特定日の前日の等級	区分	備考
1級	シニアエキスパート(Ⅰ)	
2級	シニアエキスパート(Ⅱ)	
3級	シニアエキスパート(Ⅲ)	特定日の前日に課長代理、副調査役、専門役及びこれらに相当する役職に就いていない職員は、シニアエキスパート(Ⅳ)とする。
4級	シニアエキスパート(Ⅳ)	
5級	シニアエキスパート(Ⅴ)	
6級	シニアエキスパート(Ⅵ)	

3　前項の規定にかかわらず、特定日の前日に専門役であった者は、シニアエキスパート(Ⅶ)とする。

4　特定日以降、第8条に定める職務要件に相応する職責を職務に応じて機構が変更する場合若しくは昇格又は降格が生じた場合は、前項の定めにかかわらず、区分を変更することがある。

(職務)

第7条　シニアエキスパートは、部室又は課等の長が命令する職務を行う。

2　シニアエキスパート(Ⅰ)については、部長又は室長の指示により、当該部室又は課等の長の職務のうち、決裁を除く一部を代行させることができる。

3　シニアエキスパート(Ⅱ)については、部長又は室長の指示により、当該課等の長の職務のうち、決裁を除く一部を代行させることができる。

(職務要件)

第8条　60歳超定年前職員の職務要件は、職務要件に関する規則(令和3年規則第81号)第4条を適用するものとし、第6条第2項における区分に基づき、次の表のとおり準用する。

区分	準用する職務要件
シニアエキスパート(Ⅰ)	原則として課長代理級とする。ただし「育成」と記載のあるものは「知見の継承」に読み替え、シニアエキスパート(Ⅰ)については「課」とあるものを「部及び課」と読み替えるものとする。
シニアエキスパート(Ⅱ)	
シニアエキスパート(Ⅲ)	

シニアエキスパート(Ⅳ)	係長級
シニアエキスパート(Ⅴ)	係員級
シニアエキスパート(Ⅵ)	

2　第6条第3項に定めるシニアエキスパート(Ⅶ)は、専門役の職務要件を準用する。

(本給)

第9条　60歳超定年前職員に適用される本給は、シニアエキスパート本給表(別表)に定める等級・号給により支給する。

2　前項において、特定日における等級は、第6条第2項の区分に応じ別表に定めるとおりとし(シニアエキスパート(Ⅶ)は、特定日の前日に適用されていた等級を引き継ぐ。)、、号給は、特定日の前日に当該職員に適用されていた給与規程第11条に基づく号給を引き継ぐ。ただし、特定日の前日の等級が3級であった者のうち、課長代理、副調査役又はこれらに相当する役職に就いていないことにより、特定日にシニアエキスパート(Ⅳ)となった職員の号給は、特定日の前日に適用されていた金額に100分の70を乗じて得た額(100円未満四捨五入)の直近上位の号給(等しい金額がある場合はその号給)とする。

3　前項本文により号給を引き継ぐ場合において、特定日の前日の給与規程第11条に基づく等級が5級又は6級であり、シニアエキスパート本給表に当該引き継ぐべき号給が存在しない者の号給は、特定日の前日に適用されていた金額に100分の70を乗じて得た額(100円未満四捨五入)の直近上位の号給(等しい金額がある場合はその号給)とする。

4　前3項による本給の減額は、職員退職金支給規程(平成15年規程第10号)第3条の2に定める「給与基準の減額改定以外の理由」に該当する。

(昇給)

第10条　60歳超定年前職員の昇給は、給与規程第14条第1項から第3項までの定めにかかわらず、行わないものとする。ただし、給与規程第16条が適用されるときは、この限りではない。

(手当)

第11条　給与規程第2条第2号(役職手当を除く。)及び第2章第2節(第20条を除く。)の規定は、60歳超定年前職員の手当の支給について準用する。

2　期末手当の加算額は、給与規程第32条第3項の範囲で別に定める。

(調整額)

第12条　シニアエキスパート(Ⅰ)及びシニアエキスパート(Ⅱ)に対して、その本給の額に100分の17.4を乗じて得た額を支給する。

2　シニアエキスパート(Ⅲ)に対して、その本給の額に100分の6.2を乗じて得た額を支給する。

3　前2項の場合において、1円未満の端数のあるときは、給与規程第10条の規定に従い取り扱う。

4　前3項の規定にかかわらず、特定日の前日に専門役であった者には調整額を支給しない。

(自己都合退職時の再雇用)

第13条　就業規程第48条第1号により退職する60歳超定年前職員が希望したときは、定年退職者再雇用規則(平成18年規則第43号)の定めるところにより、当該職員を定年による退職者とみなして再雇用するものとする

2　前項の場合の始業時刻及び終業時刻は、任期制職員の就業に関する規則(平成15年規則第105号)第5条第1項又は第2項のいずれかとし、同条第3項に基づくフレックスタイム制の利用ができるものとする。

(退職金)

第14条　60歳超定年前職員が就業規程第48条第1号により退職するときは、就業規程第46条における定年による退職とみなし、職員退職金支給規程の定めるところにより退職金を支給する。

2　各区分のシニアエキスパートに適用される職員退職金支給規程第6条第1項各号に定める調整額の区分は、次の表のとおりとする。

区分	職員退職金支給規程第6条第1項の号
シニアエキスパート(Ⅰ)	第3号(第3号区分)
シニアエキスパート(Ⅱ)	
シニアエキスパート(Ⅲ)	
シニアエキスパート(Ⅳ)	第5号(第5号区分)
シニアエキスパート(Ⅴ)	第6号(第6号区分)
シニアエキスパート(Ⅵ)	
シニアエキスパート(Ⅶ)	第3号(第3号区分)

(採用の特例)

第15条　職員が役員となるため退職し、引き続いて役員となりその任期を終えたとき、就業規程第46条及びこの規則第3条に定める定年に達していない場合は、就業規程第35条の定めにかかわらず、当該者を競争試験によらず職員として採用することができる。

2　前項による採用は、本人の希望を踏まえ、役員としての任期終了後すみやかに行う。

3　前2項の定めにより採用された職員の、職員退職金支給規程第3条各号に定める割合の合計は、次の第1号の割合から第2号の割合を引いた割合とする。(1)役員となる前の職員としての在籍期間に、役員退任後の職員としての在籍期間を加えた期間を基礎として算出した割合(2)役員となる前の職員としての在籍期間を基礎として算出した割合

4　第1項及び第2項の定めにより採用された職員において、職員退職金支給規程第3条の2に定める「退職した者の在籍期間」には、役員となる前の職員としての在籍期間及び役員としての在籍期間は含まない。

5　第1項及び第2項の定めにより採用された職員の退職金の調整額は、役員退任後の職員としての在籍期間により算出する。

(旅費の支給)

第16条　出張又は外勤を命ぜられた者には、次の表に定める等級の区分に応じて定められた旅費相当級に応じ、旅費規程(平成15年規程第12号)に準じて旅費を支給する。

区分	旅費相当級

シニアエキスパート(Ⅰ)	管理職2級
シニアエキスパート(Ⅱ)	
シニアエキスパート(Ⅲ)	その他の職員級
シニアエキスパート(Ⅳ)	
シニアエキスパート(Ⅴ)	
シニアエキスパート(Ⅵ)	
シニアエキスパート(Ⅶ)	

(雑則)

第17条　この規則に定めのない事項については、就業規程及び給与規程の定めによるものとする。

(特別の場合の取扱い)

第18条　特別な事情により、この規則によりがたい場合は、個別に人事担当理事が定めることができる。

別表(第9条関係)

シニアエキスパート本給表

令和5年12月1日適用

級号	シニアエキスパート(Ⅰ)	シニアエキスパート(Ⅱ)	シニアエキスパート(Ⅲ)	シニアエキスパート(Ⅳ)	シニアエキスパート(Ⅴ)	シニアエキスパート(Ⅵ)
1	305,100	236,700	225,500	165,800	―	―
2	306,900	238,500	226,800	167,400	―	―
3	308,700	240,300	228,100	169,100	―	―
4	310,500	242,100	229,600	170,900	―	―
5	312,300	243,900	231,100	172,700	159,400	―
6	314,200	245,600	232,600	174,300	160,900	―
7	316,100	247,300	233,900	176,100	162,500	―
8	318,100	249,000	235,300	177,600	164,200	―
9	320,200	250,700	236,700	179,200	165,600	―
10	322,100	252,100	238,400	180,800	167,200	―
11	324,000	253,600	240,100	182,500	169,000	―
12	325,900	254,900	242,000	184,000	170,700	―
13	327,700	256,300	243,700	185,800	172,500	―
14	329,400	257,700	245,300	187,400	174,100	―
15	331,300	259,300	246,800	189,100	175,600	―
16	333,100	260,600	248,100	190,800	177,200	―
17	335,000	262,100	249,300	192,500	178,900	―
18	336,800	263,600	250,800	194,200	180,500	―
19	338,600	265,200	252,300	195,800	182,100	―
20	340,300	266,700	253,700	197,300	183,800	―

21	342, 000	268, 200	255, 000	198, 900	185, 400	—
22	343, 900	269, 700	256, 400	200, 400	187, 000	—
23	345, 800	271, 500	257, 800	201, 800	188, 500	—
24	347, 600	273, 100	259, 400	203, 300	189, 800	—
25	349, 700	274, 700	260, 800	204, 800	191, 300	—
26	351, 300	276, 400	262, 200	206, 200	192, 600	—
27	352, 900	278, 000	263, 700	207, 600	193, 900	—
28	354, 600	279, 500	265, 400	209, 100	195, 100	158, 600
29	356, 200	281, 300	266, 800	210, 700	196, 400	159, 900
30	358, 500	283, 000	268, 400	212, 300	197, 400	161, 000
31	360, 900	284, 600	269, 800	214, 100	198, 500	162, 300
32	363, 200	286, 300	271, 200	215, 700	199, 700	163, 600
33	365, 400	287, 800	272, 500	217, 400	200, 800	164, 800
34	367, 500	289, 500	274, 000	219, 000	202, 000	166, 000
35	369, 600	291, 300	275, 500	220, 700	203, 100	167, 200
36	371, 700	293, 000	276, 800	222, 500	204, 100	168, 400
37	373, 700	294, 600	278, 200	224, 200	205, 300	169, 500
38	375, 600	296, 200	279, 600	225, 800	206, 400	170, 400
39	377, 500	297, 900	281, 100	227, 300	207, 500	171, 200
40	379, 300	299, 500	282, 300	228, 900	208, 500	172, 000
41	381, 200	301, 200	283, 900	230, 400	209, 700	172, 800
42	383, 000	303, 000	285, 500	232, 000	210, 800	173, 500
43	384, 900	304, 600	286, 900	233, 400	212, 000	174, 300
44	386, 600	306, 300	288, 100	234, 700	213, 100	175, 000
45	388, 400	307, 900	289, 600	236, 000	214, 300	175, 800
46	390, 200	309, 400	291, 000	237, 700	215, 300	176, 600
47	392, 000	311, 000	292, 500	239, 100	216, 400	177, 500
48	393, 800	312, 500	293, 900	240, 700	217, 400	178, 200
49	395, 600	314, 100	295, 400	241, 900	218, 500	179, 000
50	397, 500	315, 600	296, 800	243, 300	219, 700	179, 600
51	399, 300	317, 100	298, 400	244, 700	220, 800	180, 300
52	401, 100	318, 500	299, 800	245, 800	221, 900	181, 000
53	402, 900	320, 000	301, 300	247, 100	223, 000	181, 800
54	404, 700	321, 400	302, 700	248, 400	223, 900	182, 500
55	406, 600	322, 700	304, 200	249, 600	225, 000	183, 200
56	408, 400	324, 100	305, 600	250, 800	226, 100	183, 800
57	410, 200	325, 600	307, 000	251, 900	227, 100	184, 400
58	412, 000	326, 900	308, 100	253, 100	228, 100	185, 000
59	413, 800	328, 200	309, 500	254, 400	229, 000	185, 600
60	415, 700	329, 500	310, 800	255, 600	230, 000	186, 300
61		330, 800	312, 100	256, 800	230, 800	187, 100

62		332, 300	313, 500	258, 100	231, 700	187, 800
63		333, 600	314, 800	259, 300	232, 600	188, 600
64		334, 900	316, 100	260, 500	233, 500	189, 300
65		336, 200	317, 300	261, 700	234, 300	189, 900
66		337, 400	318, 400	262, 900	235, 000	190, 600
67		338, 500	319, 600	264, 000	235, 600	191, 400
68		339, 500	320, 700	265, 300	236, 500	191, 900
69		340, 600	321, 900	266, 400	237, 200	192, 600
70		341, 300	323, 100	267, 600	237, 900	193, 300
71		342, 200	324, 100	268, 700	238, 600	194, 000
72		343, 100	325, 200	269, 800	239, 300	194, 500
73		344, 200	326, 400	270, 700	240, 000	195, 200
74		345, 100	327, 400	271, 800	240, 600	
75		346, 000	328, 400	272, 800	241, 200	
76		346, 900	329, 400	273, 900	241, 900	
77		347, 800	330, 600	274, 900	242, 500	
78		348, 600	331, 500	276, 000	243, 200	
79		349, 400	332, 300	277, 100	243, 800	
80		350, 200	333, 200	278, 100	244, 500	
81		351, 100	334, 000	279, 000	245, 100	
82		351, 800	334, 800	280, 000	245, 900	
83		352, 500	335, 600	280, 800	246, 500	
84		353, 200	336, 400	281, 800	247, 200	
85		353, 900	337, 100	282, 600	247, 900	
86		354, 600	337, 800	283, 500	248, 500	
87		355, 300	338, 500	284, 300	249, 100	
88		356, 000	339, 200	285, 200	249, 700	
89		356, 700	339, 800	286, 000	250, 300	
90		357, 400	340, 300	286, 800		
91		358, 100	340, 900	287, 600		
92		358, 800	341, 500	288, 400		
93		359, 500	342, 200	289, 200		
94		360, 200	342, 800	290, 100		
95		360, 900	343, 400	290, 900		
96			344, 000	291, 700		
97			344, 500	292, 500		
98			345, 500	293, 200		
99			346, 300	293, 900		

100			346, 700	294, 600		
101				295, 300		
102				296, 000		
103				296, 700		
104				297, 400		
105				298, 000		
106				298, 600		
107				299, 300		
108				299, 900		
109				300, 500		
110				301, 100		
111				301, 600		
112				302, 200		
113				302, 800		
114				303, 300		
115				303, 900		
116				304, 400		
117				304, 900		
118				305, 300		
119				305, 800		
120				306, 300		
121				306, 700		
122				307, 200		
123				307, 600		
124				308, 000		
125				308, 400		
126				308, 800		
127				309, 300		
128				309, 700		
129				310, 100		
130				310, 500		
131				310, 900		
132				311, 300		
133				311, 700		
134				312, 100		
135				312, 500		
136				312, 900		
137				313, 300		

138				313, 700		
139				314, 100		
140				314, 500		
141				314, 900		
142				315, 300		
143				315, 700		
144				316, 100		
145				316, 500		
146				316, 900		
147				317, 300		
148				317, 700		
149				318, 100		
150				318, 500		
151				318, 900		
152				319, 300		
153				319, 700		
154				320, 100		
155				320, 500		
156				320, 900		
157				321, 300		
158				321, 700		
159				322, 100		
160				322, 500		
161				323, 300		
162				323, 700		
163				324, 100		
164				324, 500		
165				324, 900		
166				325, 300		
167				325, 700		
168				326, 100		
169				326, 500		
170				326, 900		
171				327, 300		
172				327, 700		
173				328, 100		
174				328, 500		
175				328, 900		

176				329, 300		
177				329, 700		
178				330, 100		
179				330, 500		
180				330, 900		
181				331, 300		
182				331, 700		
183				332, 100		
184				332, 500		
185				332, 900		
186				333, 300		
187				333, 300		
188				333, 700		
189				334, 100		
190				334, 500		
191				334, 900		
192				335, 300		
193				335, 700		
194				336, 100		
195				336, 500		
196				336, 900		
197				337, 300		
198				337, 700		
199				338, 100		
200				338, 500		
201				338, 900		
202				339, 300		
203				339, 700		
204				340, 100		
205				340, 500		
206				340, 900		
207				341, 300		
208				341, 700		
209				342, 100		
210				342, 500		
211				342, 900		
212				343, 300		
213				343, 700		

214				344,100		
215				344,500		
216				344,900		
217				345,300		
218				345,700		
219				346,100		
220				346,500		
221				346,900		

備考1　シニアエキスパート(Ⅳ)の欄における131号以降の額については、第9条第2項ただし書により、当分の間とする。

備考2　本表の適用を受ける者のうち、その1時間あたりの給与額が最低賃金法(昭和34年法律第137号)に定める最低賃金額に満たない者については、別に定めるところにより1時間あたりの給与額が最低賃金額以上となるように調整する。

附　則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附　則(令和5年9月29日令和5年規則第153号)

(施行期日)

1　この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正後の第12条第4項の規定は、令和5年4月1日以前に、一定年齢に到達したことに基づいて専門役となった者に適用しない。

附　則(令和5年11月28日令和5年規則第160号)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

附　則(令和6年3月25日令和6年規則第55号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。